

平成30年8月7日（火曜日）

第1回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成30年第1回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	太田	雄	君
健康長寿課長	児玉	藤子	君
産業観光課長	安土	哲	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
子育て支援対策監	本間	澄江	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	三浦	敏	君
教育課長	赤間	隆之	君

Ⅱ 第 2 会期の決定

8月7日の1日間

Ⅱ 第 3 議案第46号 平成30年度松島町一般会計補正予算（第2号）について

Ⅱ 第 4 議案第47号 平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

Ⅱ 第 5 議案第48号 工事委託に関する協定の締結について

【西柳雨水ポンプ場の復興事業に係る建設工事委託に関する協定】

Ⅱ 第 6 議案第49号 工事請負契約の締結について

【町道根廻・磯崎線道路整備工事】

Ⅱ 第 7 議案第50号 工事請負契約の締結について

【町道手樽・富山駅線避難道路整備工事】

Ⅱ 第 8 議案第51号 工事請負契約の締結について

【普賢堂排水区雨水管渠築造工事】

午前10時00分 開会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回松島町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

町長より挨拶を求められておりますので、櫻井町長、お願いいたします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第1回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、本日お配りさせていただいております平成30年7月豪雨災害に係る岡山県倉敷市への災害派遣について報告させていただきます。

既に新聞等でも報道されておりましたが、松島町と観光交流協定を結んでいる倉敷市が平成30年7月豪雨で大規模な浸水被害を受けたことから、7月14日に職員3人を現地に派遣し、災害廃棄物仮置き場の運営及び避難所運営の支援を行っております。この支援は、災害発生後の7月10日に環境防災班長外職員2人を先遣隊とし倉敷へ派遣し、どのような支援が必要なのか確認を行い、その報告を受け、支援体制を整えようとしていたところ、13日の夜にファックスにて倉敷市から支援要請が届いたことから急遽職員を派遣したものです。現在も職員を定期的に入れかえ、支援物資の仕分けに1人増員した4人の職員を派遣し、継続して支援に当たっている状況であります。倉敷への職員の派遣は、今月の12日までを予定しております。

なお、7月19日に岡山県倉敷市長へ松島町及び松島町議会等からの災害見舞金を手渡ししております。

また、翌20日には、広島県廿日市市で行われた日本三景観光連絡協議会総会の開催前に京都府宮津市長及び広島県廿日市市長へ豪雨災害の見舞金を手渡ししております。

さて、本日提案いたします議案は、平成30年度松島町一般会計及び下水道事業特別会計補正予算、工事委託に関する協定の締結について外3件を提案させていただくものでございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 本日の議事日程等はお手元に配付いたしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3番緑山市朗議員、4番赤間幸夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 議案第46号 平成30年度松島町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第46号平成30年度松島町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第46号平成30年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業第21回配分可能額通知のありました事業等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして5ページをお開き願います。

2款総務費1項17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成30年6月27日付で第21回配分交付可能額通知のありました事業に係る東日本大震災復興交付金について全額積み立てるものであります。

3款民生費1項2目障害者福祉費につきましては、障害者の日常生活用具等給付事業費として、喉頭を摘出した方が使用する「埋込型人工鼻」を平成30年9月1日から給付対象とするため補正するものです。

6款農林水産業費1項4目農地費につきましては、東日本大震災の復旧復興事業に伴う大型工事車両の通行により損傷した農道舗装の補修費用について補正するものであります。

6ページをお開き願います。

5目園芸振興費につきましては、東日本大震災により解体したセッコクの培養施設について、手樽地域交流センター内に仮設培養施設を設置し事業を実施しておりましたが、生育が不調で

あったことから、松島東部地域交流センターへ移転し、適正な温度管理が可能な施設を整備するための費用について補正するものであります。

10款教育費 1 項 2 目事務局費につきましては、宮城県が道德教育の推進のため実施する豊かな心を育む研究指定校事業の指定校として松島第一小学校が決定したことに伴い、その事業に関する経費について補正するものであります

歳入につきましては 3 ページをお開き願います。

11款地方交付税 1 項 1 目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出補正予算に計上しました東日本大震災復興交付金事業に係る一般財源負担分について措置される見込み額について補正するものであります。

15款国庫支出金 2 項 2 目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました日常生活用具等給付費事業費に対するものであります。

6 目東日本大震災復興交付金につきましては、第21回配分交付可能額通知に伴い補正するものであります。

16款県支出金 2 項 2 目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました日常生活用具等給付事業費に対するものであります。

4 ページに渡ります。

3 項 4 目教育費委託金につきましては、歳出でご説明しました豊かな心を育む研究指定校事業に対するものであります。

18款寄附金 1 項 2 目農林水産業費寄附金につきましては、NTTドコモグループの社員募金による寄附金について補正するものであり、歳出でご説明しましたセッコク培養施設改修事業に対する財源として補正するものであります。

19款繰入金 2 項 4 目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました農道舗装補修事業に対して繰り入れするものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、東日本大震災復興交付金第21回配分についての補正の説明となります。

補正予算事項別明細書 3 ページ歳入予算説明資料 1 ページになります。

15款2項6目東日本大震災復興交付金につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、復興交付金第21回申請におきまして採択され、事業費の配分を受けました松島町道路路面補修事業に係る交付金1億5,615万9,000円を補正するものでございます。

資料の2枚目をお開き願います。

この道路路面補修事業は、復興事業におきまして内陸部の土取り場から沿岸部の復興事業を行う施工場所へと土砂や資材を運搬するため、大型工事車両が通行したことにより舗装が損壊しております。生活道路としての利用に支障を来していることから、これまでは部分補修を行ってまいりました。道路の全面的補修につきましては、多額の費用が必要となることから、復興庁に対しまして支援をしていただけるよう要望を重ねてまいったところであり、今回復興交付金の申請が認められたところでございます。

なお、工事につきましては、歳出に係る補正予算の説明として後ほど建設課のほうから説明があると思います。

東日本大震災復興交付金に係る補正予算の説明は以上となります。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、事項別明細書5ページ、一番下、主要事業説明資料1になります。

6款1項4目農道路路面補修事業の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入で説明がありました東日本大震災の復旧復興事業に伴う大型工事車両の通行により損傷した道路舗装の補修を行うものであり、東日本大震災復興交付金の第21回申請で認められた舗装補修工事について補正を行うものであります。

次ページの平面図をお開きください。

舗装補修を行う箇所といたしましては、図面の赤線部分ですが、幡谷地区の県道竹谷幡谷線と国道45号を結ぶ道路の農道北小泉幡谷線全線及び農道上下堤竹谷線の一部であります。

舗装補修は、車道全幅員の舗装打ちかえを行うものでありまして、右下に舗装補修の断面図がありますが、通常の補修方法ではアスファルト舗装を剥ぎ取り、既設路盤を転圧し、アスファルト舗装を行いますが、今回の補修方法は、真ん中の図のように現在のアスファルト舗装を砕きながらセメント及びアスファルト乳剤をまぜ、改良、転圧を行い、右図のようにその上に5センチのアスファルト舗装を行います。これにより今ある舗装より5センチ高くなりますが、舗装の強度が上がる工事を行います。

また、今回の舗装補修につきましては、大型車通行により損傷の補修でありますので、事業の性質上、歩道の補修は行いません。

工事実施につきましては、契約期間が順調に進めば9月議会で契約議案を上程する予定であります。

また、工事完成は今年度末を予定しておりますが、秋から冬の工事となりますので、天候の関係により年度を越すことも考えられます。

説明資料の1枚目に戻っていただきまして、事業概要①(1)の工事請負費であります。全体工事費につきましては、2億4,503万8,000円であります。

工事の延長といたしましては、農道北小泉幡谷線舗装補修工事、延長が3,160メートル。農道上下堤竹谷線舗装補修工事、延長が1,275メートルであります。

施工幅といたしましては車道の幅になりますが、6.0メートルから6.5メートルと考えております。

財源内訳表であります。財源表中のその他につきましては、東日本大震災復興交付金事業で補助率80%、一般財源につきましては95%が震災復興特別交付税の交付対象額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） それでは、セッコク培養施設改修等工事につきまして、補正予算事項別明細書6ページ、また主要事業説明資料の2によりまして説明させていただきます。

本施設につきましては、以前より培養育成を行ってきた愛・らんど松島が東日本大震災で被害を受け、解体後以来、手樽地域交流センター敷地内に仮培養施設を設置し育成培養を行ってまいりました。当該施設における培養育成については、培養に係る温度管理等が適正に行えないなどの課題から現在、震災以前の鉢数を確保できず、今回その課題を踏まえ、東部地域交流センター敷地内にある使用されていないプール更衣室等を主要事業説明資料の図面にありますよう、施工前の女子更衣室及び女子用トイレを培養を行うバイオ室及び無菌状態になる前室へ、男子更衣室及び男子用トイレを事務所へと改修し、あわせて培養を行ったセッコクを育成するビニールハウスを手樽地域交流センターより移設し設置するものでございます。

なお、財源につきましては、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、福島、宮城の被災三県の復興事業に対し寄附を行う意に賛同したNTTドコモグループ社員が東日本大震災の3.11にちなみ毎月311円の募金を行ったNTTドコモグループ東北応援社員募金寄附金を原資に実

施するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） それでは、事業名、豊かな心を育む研究指定校事業、補正予算事項別明細書は6ページ、主要事業説明資料については3をご参照いただきたいと思います。

予算科目は、10款1項2目であります。

本事業は、宮城県から研究指定を受けたものでございます。指定を受けた学校は、松島第一小学校ということでございます。

松島第一小学校は、平成28年度から「自他との豊かなかかわりを通して生き生きと生活する児童の育成」という研究主題を掲げ、研究に取り組んでおります。今年度3年目ということになります。昨年度については、町内の全小・中学校の教員が松島第一小学校の道徳の授業を参観、研究に参加をしております。このような取り組みが県の研究指定というものに白羽の矢が立ちました。それで、3月の時点で依頼を受けて、やりますという申請を出したところでございます。

事業内容といたしましては、3の説明資料にあります3年目の事業づくりと、殊さら小学校におきましては、今年度から特別の教科化となりました特別の教科道徳について、さらに評価、あるいは授業の進め方について研究を進めているというところでございます。

あとは、町内の教職員、また保護者、あるいは町民に対して広く特別の教科道徳の授業とはどういうものか、あるいは評価について知らせるということもありまして、教育後援会の実施を考えております。

また、県内の指定事業ということもございますので、広く県内の教職員に広く事業を公開するというところで事業研究会の実施を計画しております。

財源につきましては、全て県費の財源ということになっております。

決定通知が5月の下旬、そして正式に決定通知が来たのが6月の下旬になってからということございまして、今回の臨時会に出させていただきます。すぐさま今年度の取り組みを推進するために事業を推進していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませぬか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） おはようございます。

私のほうからも西日本豪雨で亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに被災された方に対しお見舞いを申し上げたいと思います。

1つだけこの議案の中で確認というか、障害福祉の関係ですね。人工鼻、早速前回の議会でお話をさせていただいたらすぐに反応していただき、さすが執行部だなと、評価をしたいなど、なかなか今まで言うことなかったんですけれども、評価をさせていただきたいと思います。ただ、金額が半年の中で十何万だか、恐らく1名かなと、その辺ちょっと確認をします。

○議長（阿部幸夫君） 太田福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 人数は1名分でございます、内訳としまして月額で2万3,760円、これを7月分でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それは私は把握しているつもりなんですけれども、ただ複数になる可能性もあるので、その辺なった場合にはどのように対応されるのかお聞きをします。

○議長（阿部幸夫君） 太田福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 当初予算においては、前年度等の実績を踏まえてこの日常生活用具等給付を積算しているところでございます。今回新たに人工鼻が加わったということで補正を行っておりました。今後新たに加われば補正ということで考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） では、質疑なしと認めます。質疑を終わります。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 済みません。今の喉頭手術に対する補正、給付金ですけれども、これは9月1日という基準日は何でこういう9月1日になったんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） これまで日常生活用具の給付の中に人工鼻というのがございませんでした。今回新たに加えさせていただくということで9月1日から開始ということで始めさせていただきます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） これは町単独事業、補助金どっちなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 国と県からの補助を受けての事業になります。（「パーセント」の声あり）国が2分の1、県が4分の1です。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それから18款の給付金、これは今回限りで終わりということですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今回限りとなります。ただ、寄附のほうは今後も継続してまいりますので、その都度都度、うちのほうからは事業のほうを申し入れていきたいと考えております。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 7番澁谷でございます。

6款のセッコク培養施設改修等工事についてちょっとお伺いしたいと思います。

事業内容でございまして、今度新たな施設に移行し、安定したセッコクの繁殖を行い、町花の継続及び認知度の向上並びに地域の活性を図るとありますが、具体的にどのような事業をやっているおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） まず、町花セッコクのほうでございしますが、今現在の平成28年度の育成中に雑菌のほうが入り込みまして、鉢数がかなりでき上がらない状態になっております。まずこの状態を解消しようということで、大体1年間に従事していただく日数は45日間なんですけれども、その45日間で震災以前の5,000鉢の鉢数生産に追いつこうと、また、そのために今まで事業を実施をお願いしておりました松島・夢・農村農業活性化推進協議会とあわせて東部地域交流センターの地域の皆様にも繁忙期には手伝いをいただき、地域活性を図ろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） ただいまの説明でありましたが、町花の継続というところですね。これは町花の漢字というか、字は町の花ではなく……。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 町の花セッコクでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

私からも1点です。

補正予算資料でいただきました。まず、町道路面の補修事業についてお尋ねいたします。

説明の中であるお話しいただいたわけではございますが、ざっと見てみますと、まず行政界にまたがっていますよね。東松島側と。そういった点での調整とか、あるいは今後この予算づけが通って、トータル的なスケジュールは32年の3月までに全面完工させるというか、竣工させるという見通しでいかれるんでしょうが、ざっとその辺の見通し等も含めてまず第1点目お話いただければと思うんですけども。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 路線につきましては、上下堤竹谷線が東松島市さんのほうまでかかっているという形になっています。こちらにつきましては、路面の管理については、松島町のほうでやるという形になっておりますので、東松島市さんに調整しながら実施していきたいと考えております。

あと、工事になりますけれども、工事関係につきましては、まず準備期間で1カ月になります。あと路盤及び舗装工で4カ月はかかると考えております。こちらの路盤の改良ですけれども、1日100メートルぐらいしか進まないのではないかとということで今計算しておりまして、全体4,435メートルありますけれども、そちらの片側100メートルですので、両側入れますと掛ける2車線という形になって、約8,800メートルありますけれども、88日間かかるのではないかなというイメージで考えておりました。

それとアスファルト舗装になりますが、こちらにつきましては、全線やるのに12日間かかるということもありまして、路盤と舗装工合わせまして4カ月程度かかるという形になります。あとその上に最終的な仕上げと区画線がありますので、1カ月という形になりますので、実際は後片づけ1カ月含ますと7カ月はかかるような形になります。これは1工事で実施しますとそのぐらいかかるという形になっておりますが、今回は工事を何個かに分割しまして発注したいと思っております。準備工1カ月、あと工事は2カ月で終わらせたいと、あと白線等で1カ月という形で、片づけ、検査期間として1カ月で約半年を見込んでいて、3月まで終わらせるという形で考えておりました。ただ、先ほども申しましたけれども、冬季間に入りますので、実際1月、2月というのは、舗装を避ける期間となっておりますので、12月、3月の舗装関係がメインとなってきますので、もしか寒い期間が長ければ繰り越す可能性が出てくるという形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今、最後のほうで説明いただきましたように、冬場に差しかかれば担当課長おっしゃった説明の内容で進められるんだろうということだと思います。

それで、お尋ねしたいというところは、こういった事業でいろいろ震災を受けた近隣市町初め海岸線の町では土取り等を含めて大型ダンプの往来で管理している道路が盛んに傷んでいるという状況で、随時やっているところもありますし、恒久対策として今回のような形できちっとしたものでやろうとする自治体もあるというふうに聞いています。完成した暁には速やかに道路管理における大型ダンプ等の往来に対しては、道路使用許可とかのありようも一方では管理上の問題として速やかに手だてを打つ必要があるのではないかと考えているのですが、その辺の持つ考えはありますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらの道路はもともと5センチしか舗装がないという形で、もともと舗装の強度が余らないところを大型車が通行されたということになっております。

復興交付金事業で認められておりますのは1回限りとなっております、今回もう大型車の車両が減ってきたということで、今回一気に舗装をかけたいと考えておりました。

完成した後も大型車は通ると思います。それに対する通行規制等々については、規制はできないものと考えておりましたので、その分強度を増す工事を実施したいと考えておまして、それで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今回は震災復興交付金等の財源を活用して後先1回というふうな施工でありますから当然恒久的にも遜色ないというふうな強度でもっての舗装対応を施工するということがありますから、それは結構かと思います。なお、今後においても町道全般にわたってでありますけれども、ことしのような夏、猛暑という形でいきますと、以前よりはずっと暑さにも耐えるような舗装体にはなってきたてはおりますけれども、そういったところも配慮した道路管理ということを十分に配慮していただいて管理いただければなというふうに思います。お願いしておきます。

それから、もう1点がセッコクの話なんですけれども、今回NTTさんからの寄附を財源としてということになります。手樽のほうから東部のほうにということになりますが、いわゆる

体制ですね。前回でいろいろ雑菌というか、そういったこともあってこちらにという説明であります。人的な対応であったりとか、施設的な対応であったりとか、そういうことの総合判断に至った経緯的なこと、再度ちょっと説明いただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） もともと手樽地域交流センター敷地内に設置しておりました仮培養施設ということで提案理由、また事業説明でお話をしましたとおり、適正な温度管理がなかなか難しいと、育成が図られていないという実情がございました。それは東部地域交流センターのほうの使われていない施設を活用した場合、プール棟につきましては、木造でございますが、内側に断熱材を張ることによりまして、また空調をあわせて設置することによって温度管理が図られるだろうと、あと今現在のところには前室といたしまして雑菌を取って滅菌してから入るといった場所がございません。手なれている方につきましては、丁寧に消毒をしてから入られるんですが、どうしても支援をお願いした場合なれていない方が入ると雑菌が入り込んでしまうという状態がございました。それを解消するために前室の設置、そして培養室というふうに分けさせていただきました。

あわせて体制でございますが、今まではこの知識にたけている1人の方がずっと従事しておったんですが、次の世代にその培養育性の技術をつなごうということで、また別の方にも1人ご参加いただきまして、2人体制で従事していこうというふうに今計画し、その方々とお話をさせていただいております。

最後に一番人足を必要とするのが、鉢上げの時期のようです。これは私も教えられたんですが、その鉢上げの際には地域の方にも支援をいただきまして対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今回の提案でよいお話、より本腰が入るかなというふうな捉え方で聞かせてもらってました。今地域の皆様にも最終的には鉢上げの際にお手伝いを願うと、町の花としての再認識も改まって、こういったものが拡張されていくような方向で息の長い事業として捉えていただけたらありがたいと、あわせて財源のほうについても寄附をいただいた側に対しても成果としてお示しするような場面ができたらなおいいのかなというふうに思いますので、その辺も合わせてお願いして、以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。3番緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 3番緑山でございます。

道徳教育の研究指定校事業についてお尋ねしたいと思うんですが、説明資料3の事業概要につきまして(1)、(2)、(3)とありますが、これに関する詳細をもう少しご説明いただきたいんですが、それから、その前に平成28年度からこの道徳の授業が始まっているんですが、お答え難しいと思うんですが、この道徳の授業というのは大変難しいと思うんですが、2カ年の成果はどのようになっておるのか、あわせてそれをご説明いただきたいと思います。以上です。

○議長(阿部幸夫君) 三浦教育次長。

○教育次長(三浦 敏君) それでは、お答えいたします。

まず、事業の詳細につきましてですが、事業内容の(2)にあります教育講演会につきましては、特に道徳について著書など、本などを多数発行している、あるいは文科省の調査官等の経験者というような方々をぜひ中央のほうからお呼びをしたいというふうに考えております。これはなぜかと申しますと、新しい教科化になったということで、町内の教職員も例えば具体的には通知表の表現をどうしたらいいのか、あるいは年間の評価をどうしたらいいのかと、どのように見取ったらいいのかということが非常に悩んでいるわけです。第一学期の通知表にも記載したんですが、そのときにも大分悩みながら出したというところもございます。ぜひそのような考えを深める道徳ということで今言われておりますので、それをどう進めたらいいかということをぜひ大学教授等を招聘して研修したいというふうに考えています。なお、先ほど申し上げたように広く町民にも公開をしながらということを考えております。

また、公開研究会につきましては、これも町内の教職員と同様、県内の教職員についても非常に関心事でございます。今回の県からの指定事業は、県で2校のみでございます。もう1校は大崎市の古川第一小学校で、仙台管内では唯一松島の第一小学校ということで県から指定を受けたということで、その責任をぜひ果たせるよう取り組んでいきたいというふうに思います。

また、松島第一小学校の道徳の研究3年目に入っている成果ということでございますが、これは書かせること、例えば小学校の低学年のほうから書かせる、いわゆるただの穴埋め式のような質問が書いてあって、それに答えるような道徳の書かせる事業ではなくて、普通のノートですね、何も書かれていないようなノートに子供たちが自分の考えを書いて、さらに授業の中でも膨らませていくと、さらにそれを少人数、あるいはペア等での交流を深めていくということが非常に事業のスタイルとして定着し、まさに今新しい学習指導要領の特別の教科道徳で考え、深めるということが第一小学校については県内でも先進的になってきているのかなと、そこが県の教育委員会でもぜひそれを県内に広く知らしめたいというところでの今回の指定に至っ

たのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） この事業概要の（２）、（３）の時期についてはどういう計画になっているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 教育講演会につきましては、まず公開研究会に先立ちまして、2学期の評価にも教職員が生かせるように、2学期からもうすぐに事業が始まりますので、できるだけ早い時期にというふうに時期的には考えております。

公開研究会につきましては、ある程度の3年目としての研究のまとまりを持ちたいと思いますので、2学期の後半というふうに考えております。また、2学期の後半の県内の教員が多く参加しやすい時期と、行事が少しあくような時期を選定して行いたいというふうに思います。

具体的には公開研究会につきましては、11月ごろということ今考えているところです。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 突然の指名でしたが、お答え申し上げます。

そもそも道徳を始めたというのは、私が第一小学校の校長になったときでございます。

それで、学力状況調査の点数はそこそこありました。県、全国レベルを超えるほどではなかったんですが、それに近い数字をしていました。ですけれども、トイレにトイレットペーパーが捨ててあったり、それから上靴が隠されたりという事件が、やっぱり頻繁というほどではないんですが、たびたび起こっていました。何が大切なのかなといったときにやはり子供の規範意識だろうと、学力もそれは大切だと思います。そういう状況を改善したいということで先生方として一致して取り組みました。おかげさまでその間、時間はかかりましたけれども、そういうのはなくなりました。それから言葉も大分よくなりました。「ウザイ」、「死ね」、そういうのは第一小学校の子供たちからは余り聞かれなくなったと。それを引き続いて今3年目です。第一小学校が指定を受けます。三浦次長の話にもございましたけれども、実は校内研究で道徳をしているのは、県下でたった2校なんです。古川第一小学校と松島第一小学校なんです。ほかは算数や国語、そういうのをやっております。その中で仙台教育事務所の中で調べてみますと、松島第一小学校だけが道徳ということで、3年間の実績をぜひ伝えてほしいということ、それから、保護者もことしから教科書になって非常に不安だと思います。心进行评估しますので、ひょっとするとひょっとすると、間違っって評価するかもしれません。ですから、講演会が予定されていますけれども、そこには保護者などをお招きして聞いていただいて、正しい

理解をしてもらいたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 道徳教育は学校で幾ら先生方が一生懸命教えても家庭教育、家庭のしつけがきちんとなっていないと大変難しいと思うんですが、その家庭、保護者との連携をどのように具体的になさるのか、必要だと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 家庭の連携は全くもって大切です。よく言われるのが、家庭でしつけられ、学校で学び、地域で育てるということで、最初のしつけが家庭ということになります。学校の先生以上に小学校に入るまで家庭の養育歴というのは非常に子供たちに感化されやすいんだと思っております。

学校としては、まず学校の使命を果たしたいと、そのためには家庭がどうのこうのというのではなくて、校門から入ったら校門を出るまでは学校の管理下になりますので、通学路も含めてですけれども、しっかり勉強していきたいし、また保護者にもさまざまな機会、例えば学級通信、それから授業参観、それからPTA懇談会等々を使いながら家庭の役割を、おこがましいところあるかもしれませんが、お話ししていきたいなと思います。

今回の道徳については、もれなく道徳価値に触れるということです。ですから、大人になるまでいろんな価値に触れていくと、家庭によっては正義、友情だけでずっと大人になるまでつけていくうちもあるかと思えます。例えばの話ですね。そうなるほかの価値に触れるということがなくなるので、学校の使命はいろんな価値に触れて、人としてのあり方を学んでいくようにしていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 最後に1つ、これ、指定事業は単年度事業なんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 単年度の契約ということで、今年度内の契約期間となっております。ただ、大崎市立古川第一小学校については継続ということで、昨年度から引き続きことしも指定になったということですが、これについては今のところまだ今年度の研究の成果、あるいは課題がどうなるかということで、まだ未定というか、まず契約的には今年度の事業ということで取り組む予定でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 単年度で果たして成果が上がるのかどうかちょっと疑問なんですけど、継続してこの事業できるように対応されるよう要望しておきます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第46号平成30年度松島町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第47号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第47号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、西柳雨水ポンプ場建設事業について、工事委託を実施するに当たり、平成29年度に設定しておりました債務負担行為より金額及び期間が変更となったことから新たに債務負担行為を設定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 説明が終わりました。それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 債務負担行為の補正ということで、29年度ですか、提出されたやつを見ますと、10億6,700万円の限度額ということが今回4,000万円ほど減額になったということで、

この減額の理由についてはどうということなのかお知らせいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） ただいまの質問をいただきましてありがとうございます。

限度額が4,000万円下がっておりますということでございますが、こちらにつきましては、平成29年度の繰越額2,900万円のほかに平成30年度の当初予算に西柳雨水ポンプ場に関する費用を計上させていただいておりますので、その分を差し引きますので、限度額が下がるというものがございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第47号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 工事委託に関する協定の締結について【西柳雨水ポンプ場の復興事業に係る建設工事委託に関する協定】

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第48号工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第48号工事委託に関する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、復興交付金事業の西柳雨水ポンプ場の建設工事を日本下水道事業団と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によ

り議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、西柳雨水ポンプ場の建設を行うものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、ご説明させていただきたいと思っております。

現在、水道事業所では災害復旧・復興事業を進めておりますが、技術者が足りず、他の自治体から職員派遣をお願いしている状況にあり、今回の西柳雨水ポンプ場の建設工事は、多種の専門かつ複雑な技術を要するものでございます。このため発注者においても工事を適正に施工していくためには土木、建築、機械、電気等各分野にわたる専門知識や工事等の経験が必要であるため、下水道施設の建設に多くの実績を持つ日本下水道事業団に工事発注関係事務から監督管理、完了検査など、本町が本来行うべき業務を委託するものでございます。日本下水道事業団につきましては、日本下水道事業団法に基づき下水道に関する業務について地方公共団体の支援、代行をする機関として唯一設立した地方共同法人であり、通常の請負契約とは違い、事業団と業務代行を含め、建設工事の協定を結ぶものでございます。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

資料1ページから5ページにつきましては、日本下水道事業団との協定内容であり、今回の協定については、工期的にも約3年を予定し、建設工事の変更増減、年度割額の変更もあり得ることから、予定概算事業費として11億600万円とし、完成予定を平成32年度までとしております。

それでは、資料の6ページ目をお開き願います。

復興事業で実施する西柳雨水ポンプ場の配置図であり、事業概要といたしましては、高城宇西柳地内に鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積340.99平米のポンプ場を建設するものであり、ポンプ施設等としましては雨水排水ポンプ500ミリを2台、池排水ポンプ100ミリを1台、流入・放流渠施設等であり、排水能力毎秒0.554立方メートルの雨水ポンプ場を建設を行うものでございます。

7ページをお開き願います。

7ページにはポンプ場の立面図であり、左上段の東側立面図が町道西柳線住宅のほうから見たものでございます。下段の西側立面図が町道松島橋西柳線高城側方面から見たものとなります。

8ページをお開き願います。

8ページはポンプ場の平面図であり、図面の左上段が1階の平面図であり、1階はポンプ室等になります。また、図面の右上段が2階平面図であり、2階は電機室、自家発電機室等になります。

9ページにつきましては、ポンプ場の断面図を掲載しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 6番片山です。

今回の西柳ポンプ場の建設に当たりまして、ここの用地交渉等についてはいつごろ終わったのでしょうか。もし、これからなのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 詳細は後で担当課長から説明させますけれども、一応今年度に入りまして、なかなか西柳が決まらなかったということで、担当課のほうに特にことしもう始まらないと復興10年の間で終わらないよということで、9月までもし決まらなかったらこの計画も変更しなければならないのではないかと、そういうことまで考えて進めてきたと、地権者のほうに関して、そういったこともことしになってから強く訴えてまいりましたので、担当課では相当往來をしていただいたと、結果については今水道事業所の所長からお話し申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、土地取得に関する今までの経過について、概要だけご説明させていただきたいと思います。

本来であれば、建設する場合については土地の購入をして登記まで完了するというのが基本になろうかと思いますが、今回につきましては、既に1筆分の土地については購入しているものの、もう1筆について購入できていなかったという状況が続いておりました。今回、法定相続人が今、実は係争中ございまして、今月中旬にも第4回目の公判が開かれているという状況でございます。これまで工事の内容について法定相続人、代理弁護士を通じましてお話をさせていただいたところ、売却については了解するという旨がございまして、起工承諾という調書を7月中旬に徴収させていただきました。こちらに基づいて今回工事を実施していくというものでございます。これらの方法につきましては、宮城県や下水道事業団にもこういうやり方でどうでしょうかということで確認をとらせていただきましたが、基本的にはこういう事例は

多数ございますということをお伺っておりますので、この方法で今回させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 用地交渉が一番大切なことなので、難しいんだろうと思うんですが、そういう経過を踏まえて十分にこの地権者との了解を得ながらスムーズな工事が進むようよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、ここにはポンプ場建設に当たり、この導水ですね、ここまで来るまでの水の流入する工事等の計画はいつごろなのでしょう。お聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今回の工事につきましては、流入と排水、あと本体という部分をさせていただきます。

接続する管渠についてでございますが、既に設計についてはもう終了している状況でございます。ですので、今回こちらの部分に日本下水道事業団のほうで工事等業者を決定する際に工程等を確認させていただきながらこちらの方の発注についても順次行っていきたいというふうで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） よろしくお願ひしたいと思ひます。何せ内水がいつどのようになるかわからない状況が続いているわけですので、いち早くこの完成を望んでいるものであります。

そして、この地区、地域の方からの結構要望等があるんですが、今このポンプ場から堤防沿いまで出る道路がないんだというのがよく言われております。ですから、もしポンプ場の脇を通過してどこか川沿いまで歩道的に行ける、ちょうどここはどうなんだろうね。福田金物屋さんの後ろあたりなんだろうかね。島田さんの後ろあたりなんだろうかね。ここから川沿いまで行けるような歩道整備とかそういうのは工事の中には入っていないのでしょうか。お聞きしたいと思ひます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今のご質問でございますが、先日、町のほうで開催されました行政区の懇談会の中でもやはり同様の話を承っております。本来、これは復興交付金事業でございますが、歩道をつけるといったことについては今予定はしていないところでございます。

が、建物の中に我々は管理用の通路という形で、要するに住宅側から高城側のごみ捨て場まで行くとかという動線がございますので、それについては今回配慮してまいりたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 十分にその辺踏まえてこの地元の要望等にも応えていただけますようよろしく願いして終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 1つは、大分深く10メートルぐらい掘削するということですので、その辺のいわゆる補償関係のことはどんなふうになるのかですね。

それから、日本下水道事業団とたくさん協定を結んでいるかと思うんですが、今現在で何ほぐらい結んでいるのかちょっと教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、まず工事に関しまして、掘削をするということで、その点からまずお話をさせていただきたいと思います。

今回の西柳雨水ポンプ場の隣接箇所につきましては、住宅がやはり張りついているという部分もございます。今回協定の締結、こちらのほうできましたら、下水道事業団より工事の発注を行いますので、その業者が決定した際に家屋調査というものをさせていただきたいと思います。こちらにつきまして影響等を調査させていただきながら、我々としても十分配慮してまいりたいと考えているところでございます。

あと、下水道事業団への工事という形でいきますと、今回復興事業等々、あとは災害復旧、ほぼ下水道事業団にお願いしているという状況でございまして、管渠等につきましては、別で発注するという場面がありますが、本体工事につきましては下水道事業団にお願いしているというような状況でございます。

以上でございます。（「何カ所」の声あり）数につきましては、災害復旧が2カ所になります。復興事業につきましては7カ所という形になります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

それで、その家屋調査実施して、工事終了後にまたされるところということになると思うんですが、その際に補償が出てくると、これは町のほうで補償を出すということにつながっていく

んですよね。これは契約書を見ても多分そうなっているかと思うんですが、そういうことで、もしそういった補償関係が出た場合に町から出すといった場合に補償するための費用ですね。財源といいますか、これは災害復旧の交付金の中で見られるのかどうか。その辺も含めてちょっと教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） まず、基本的には工事を行うについては、やはり影響が出ないようにするというのがまず第一義になると思います。そういった部分で、まず家屋調査をさせていただいて、もし仮にそういった部分が発生するような場合につきましては、改めて我々のほうで調査をさせていただいた結果に基づきまして補償という形になるかと思いますが、こちらについては復興交付金事業の該当という形になるものでございます。

以上でございます。（「わかりました」「事業内」「内でしょう」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今の質問に関連するんだけど、この協定の内容で第6条と10条の関係なのね。10条だと建設工事に伴う損害でということで、乙の責めに帰すべきというのは乙、その他の原因は町ということなんだけど、ここの6条で土地の取得等ということで、建設工事に必要な土地の取得は当然だと思うけれども、その他の損失補償というものがあるんですけども、その他の損失補償というのはどんなものが想定されるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 基本的な部分で言いますと、先ほどの家屋とか、そういったものが該当してくるという形になるかと思います。

以上でございます。（「ちょっとわからないな」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 工事中に家屋に関係してとか、工事はずれたとか、下がったとかというものなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 家屋に関係しますので、例えばブロック塀を設置しているとか、そういった部分も当然出てまいりますので、家に関する部分でそういったものが出た場合については補償という形になるものでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） はい、はい、わかりました。内容はわかりましたけれども、その工事中に自然とそういう形になったのかとか、それとも工事のミスでそういうふうになったのかというのは難しい判断になるんだと思うけれども、そうしたときに業者側からこれはやっぱり工事の影響ではないよという判断というのは難しいんだと思うけれども、そういう判断はどこですか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今のお話でございますが、やはり工事で今回我々のほうでも矢板を打ったりとか、深く掘るといふ部分もございます。ですので、最初の段階では家屋調査というのを当然させていただくと、まずそこで現状を確認させていただくと、あと当然終わりましたら最終的にまた家屋調査をさせていただくという形になります。その中で、最終的な補償という話になった場合については、町と請け負っている日本下水道事業団さんと我々のほうで対応させていただくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） あのね、説明では高度な技術等必要だからということで協定するわけでしょう。頼んでいるわけでしょう。そこでの協定の中でこういうのを結んだ場合、町のほうでやっぱりこれは違うよということをおっしゃいますか。その高度な技術というのはどこでどういうふうにして協議するのかよくわからないなと思って聞いたんです。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今回につきましては、確かに先ほど高度な技術を要するというところで、下水道事業団にお願いするんだというお話をさせていただきました。我々としりましても基本は技術を持っている下水道事業団ではございますけれども、我々にも技術者は当然おります。ですので、基本的には下水道事業団さんとお話をさせていただいて、そういうことがないようにさせていただくと、万が一あった場合についてはそのような対応をとらせていただくという部分になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。できるだけスムーズに工事が進むように努力していただければいいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案48号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第48号工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

お知らせいたします。3番緑山市朗議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会出席のため、早退しておりますので報告いたします。

なお、本日の会議録署名議員に指名した緑山市朗議員が早退したことから、新たに5番高橋利典議員を会議録署名議員に指名いたします。

日程第6 議案第49号 工事請負契約の締結について【町道根廻・磯崎線道路整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第49号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第49号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、社会資本整備総合交付金事業（復興枠）として実施する町道根廻・磯崎線道路整備工事に関するものであり、去る7月12日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであ

ります。

工事の内容につきましては、道路新設工、施工延長1,200メートルを行うものであります。

工期は平成32年9月30日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道根廻・磯崎線道路整備工事の契約締結につきまして説明いたします。

説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

町道根廻・磯崎線につきましては、起点が国道45号根廻地区、終点が県道奥松島松島公園線磯崎地区を結ぶ町道であります。社会資本整備総合交付金（復興枠）で事業を実施しております。

根廻側の事業区間につきましては、図面青の旗上げ区間となっておりますが、国道45号から路線中間より県道側の美映の丘まで延長1,550メートルが事業区間となっております。

事業につきましては、平成26年度から平成32年度の期間で計画しておりまして、起点側の切り土部及び美映の丘側の切土、盛土部について工事に着手しているところであります。

今回契約する工事箇所につきましては、図面の赤実線箇所ではありますが、起点側よりコメリから手樽へ向かう道路との交差部まで実施するものであります。工事延長は1,200メートルであります。

また、図面の青破線箇所につきましては、現在施工中箇所であります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

平面図及び切土部及び盛土部の標準横断図であります。図面上の平面図をごらんください。

図面の右が国道45号側の起点部、図面の左が今回工事の終点部であります。

終点部の現道との交差位置につきましては、松の杜団地入り口、松島高校へ向かう道路より約60メートル手樽側になります。

今回の工事では、切土、盛土の土工、法面工、排水工、舗装工の路盤工を行うものでありまして、アスファルト舗装、交通安全施設工などは別工事で後から発注する予定となっております。切土箇所につきましては、主に図面左の国道側となりますが、前回までの工事に続き切土を行ってまいります。盛土箇所につきましては、中間付近の少し国道側から終点部交差点までとなっております。法面工、排水工、路盤工につきましては、工事区間全線について実施を行

います。

図面下の標準横断図をごらんください。

切土部と盛土部の標準横断図ですが、道路幅員につきましては、車道部9メートル、歩道部は3.5メートルの両側で7メートル、全体で16メートルの道路幅員となります。

図面の中間付近にあります工事概要になりますが、工事延長1,200メートル、土工、切土11万5,000立米、盛土6万5,000立米、法面工、切土法面4,990平米、盛土法面1万2,440平米、排水工、道路側溝2,800メートル、路盤工、下層路盤工1万1,820平米であります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法は条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ9者から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、株式会社重松組東北支店を請負予定業者としたものであります。

落札金額は6億7,480万円であり、契約額につきましては、消費税が入りまして7億2,878万4,000円であります。

また、仮契約につきましては、平成30年7月18日に締結しております。

なお、工期につきましては3カ年の債務負担工事でありまして、平成32年9月30日となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。

この道路が完成するとかなり便利になるのはもちろんですけれども、松島北インター付近の渋滞緩和でかなり交通量がふえると思うんですけれども、この間の信号等々、そういった設置する考え、予定というか、そういう考え教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 信号機につきましては、最終的には国道45号の交差点、あと運動公園のところの交差点、あと県道奥松島松島公園の交差点という形で信号機の要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） それに合わせて前回の定例会でもお話ししたと思うんですけれども、横

断歩道等々はどのような形になるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 横断歩道につきましては、信号機設置と同時に引くような形となる
と思いますけれども、その辺は公安委員会と警察さんとか、調整を行いながら事前に引くとか
というものを計画していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第49号工事請負契約の締結について
は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 工事請負契約の締結について【町道手樽・富山駅線避難道
路整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第50号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町
道手樽・富山駅線避難道路整備工事に関するものであり、去る7月12日に入札に付し、議案の
とおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約
及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでありま
す。

工事の内容につきましては、道路改良工、施工延長910メートルを行うものであります。

工期は平成31年3月29日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道手樽・富山駅線避難道路整備工事につきまして説明させていただきます。

工事につきましては、東日本大震災復興交付金事業により避難道路を整備するものであります。

手樽地区の避難道路整備につきましては、5路線、延長で約6,000メートルの整備を行うものであり、その中で町道手樽・富山駅線の全体整備延長は3,115メートルであります。

説明資料の1ページ目をお開きください。

位置図であります。施工箇所につきましては、海浜公園前から銭神漁港前までであります。

続きまして、説明資料の2ページ目をお開きください。

図面上の平面図ですが、図面左が県道側、図面右がフットボールセンター側であります。赤着色箇所が工事箇所でありまして、海浜公園前は歩道の拡幅工事、銭神漁港前につきましては車道、歩道全幅員の整備を行います。

工事延長といたしましては、910メートルであります。

今回の工事では、土工、法面工、排水工、舗装工及び避難誘導ライン、避難誘導灯の設置を行うものであります。

道路線形につきましては、現況道路と変わりありませんが、歩道幅員が広がりますので、海側に歩道拡幅整備を行うものでありまして、海浜公園前は水路脇の土水路を盛土を行います。また、銭神漁港前につきましては防潮堤建設事業時に海側に防潮堤の前出しを行っておりまして、歩道用地を確保しております。

図面下の標準横断図であります。歩道拡幅区間及び全幅区間の標準横断図であり、道路幅員につきましては、車道部が2.75メートル掛ける2車線と路肩部で7メートル、歩道部が2.5メートル、合わせまして全幅員で9.5メートルであります。車道部の舗装構成につきましては、表層がアスファルト舗装5センチメートル、上層路盤が歴青安定処理、これもアスファルト舗装になりますが6センチメートル、下層路盤が再生砕石37センチであります。

図面左下の工事概要になりますけれども、工事延長910メートル、土工、切土1,200立米、盛土680立米、法面工、切土法面130平米、盛土法面370平米、排水工、道路側溝1,100メートル、舗装工、車道舗装工が1,900平米、歩道舗装が1,700平米、附帯工一式であります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法は条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ2者から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、我妻建設株式会社を請負契約予定者としたものであります。

落札金額は1億700万円であり、契約額につきましては、消費税が入りまして1億1,556万円であります。

仮契約につきましては、平成30年7月18日に締結しておりまして、工期につきましては平成31年3月29日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。5番高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 5番高橋です。

この路線は、今度工事する910メートルの区間ですか、海浜公園の前というところ、道路が震災の影響もありまして、地震の影響でゆがんでいるんですね。その状況が直るのか、直らないのか、これを見ますと、現況の舗装工ということで波打っている状況が直らないでそのままになっていくのかなというような感じなんですけれども、その辺の確認をしていきたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 本路線の道路の幅員計画につきましては、先ほども申しましたけれども、9.5メートルであります。車道部については7メートルとなっておりますが、あそこの海浜公園の前の部分は車道がもう既に7.7メートル確保されておりまして、歩道のみを拡幅工事となっております。線形が少し変わるとかいった場合は、当然縦断勾配なんかも考えていきますけれども、あそこの部分、真っすぐになっておりますので、線形は変わりありません。ですので、車道部については、今回復興交付金では手をつけないという形になっておりますので、今の縦断勾配は変わらないという形になっております。また、縦断勾配調整かけたとしてもあそこは駐車場の出入り口等々ありますので、その駐車場のほうまで手をかけていかなければならないということから考えますと、あの勾配は変えられないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） なおさら昔は海ですからね。地盤というか、そのものが通常のあれでは

ないなということで思っております、別な話になりますけれども、愛・らんどつくるときにうちの田んぼあったんですけれども、それが盛土したために20メートル盛り上がったという状況もありまして、そういう状況もありましたから、やっぱり地盤が地盤なので、そのままの状況でいくのかなとは今確認でした。なおさら余り真っすぐで、波打っていない、真っすぐだと飛ばすんですよ。逆に。だから、そう考えればまず今の線形で逆にいいのかなと思ったりもしてまして、その辺の確認です。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 私も同じような質問をしようかと思っていたんですが、できれば波打っていない道路のほうがいいのではないかと思ったんですが、それはそれとして、現地に行ってみてちょっと見ないで来てしまって申しわけないんですが、海浜公園の前のところになるわけなので、駐車場から車をとめて海浜公園に行く際に土側溝を飛びはねていかなければいけないような状況もあるのかなというふうに思っているんです。やっぱりいろんな方が海浜公園で遊んだりなんでも楽しめるようにできたらいいかなと思うので、海浜公園への通路といいますか、侵入路、これがきちんと誰でも行けるような状況に確保されるのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今回の歩道整備をしますと、今、土水路になっておりますけれども、何か聞く話によりますと昔はベンチフリュームがあったのかもしれないということでした。だんだん土がたまってきて、土水路的なものになっているという形です。

あと、乗り入れ部が何か所かございますけれども、その辺もちょっと悪くなってきているという状況であります。今回歩道整備と同時にその乗り入れ部につきましても舗装工関係、やり直ししたいと思っております、乗り入れに対してはきちんと整備していきたいと思っております。

あと、土側溝で今、水の流れが悪いということもありますけれども、今回また同じように構造物、法尻側溝ですか、入れますので、その辺は水の流れもよくなるものと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） バリアフリーではないんですけれども、車椅子でも入れるような、ぜひそういう整備をしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第50号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 工事請負契約の締結について【普賢堂排水区雨水管渠築造工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第51号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第51号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する普賢堂排水区雨水管渠築造工事に関するものであり、去る7月12日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、施工延長281メートルの雨水管渠築造工を行うものであります。

工期は平成31年3月29日であります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、工事請負契約の締結につきまして、資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料1ページをお開き願います。

普賢堂排水区雨水管渠築造工事の図面が掲載されているところでございます。

右上段に位置図でございます。左中段に平面図がありますが、赤く着色している部分が今回

の施工箇所でございます。現在東日本大震災復興交付金事業にて松島字普賢堂地内で整備を進めている普賢堂雨水ポンプ場への雨水管渠の整備工事でございます。

工事の概要といたしましては、左上段に記載しておりますが、雨水管渠築造工事としてボックスカルバート工が延長82メートル、既設水路更生工が延長95メートル、既設水路底部調整工が延長104メートルと全体としまして延長281メートルを施工するものでございます。

図面の右下段、位置図の下になりますが、今回の工事に関します標準横断面図であり、左側が普賢堂雨水ポンプ場側のボックスカルバート工の断面図となり、右側が旧オルゴール館の場所から国道45号までの既設水路更生工の断面図であります。

既設水路更生工の概要でございますが、既設水路の底版の調整を行い、底版と壁面にFRP板を張りつけ水路を構成するものでございます。国道45号線を横断した上流部につきましては、既設水路底版を調整するものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

入札結果であります。入札方法は条件つき一般競争入札を行ったものでございます。公募したところ3者から申し込みがありましたが、第1回目の入札において予定価格に達したので、大木建設株式会社東北支店を請負契約予定者としたものでございます。

また、仮契約につきましては、7月18日に締結しております。

工期につきましては平成31年3月29日でございます。

以上、概要でご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今回の水路、懸案でありまして、あそこは雨降るたびにご承知のとおり、冠水するというようなところでございまして、ファミリーマート、上の国道45号線の上ですね。現在のファミリーマートの裏側になります。あそここのところ、今回この工事が入ったということですね。あそこもファミリーマートからよく私もたまに車で裏側に抜けていくんですけども、工事の後であの辺は舗装になるのかどうか。そのままになるのか。どのような状況になりますでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今のご質問でございますが、ファミリーマートの裏でございます。あそこについては今、ふたつきの側溝と砂利道になっていると、今現況で言いますと、砂利道がやはりちょっと若干ゆがんでいる部分、不陸になっている部分がございますので、その

辺につきましては今回の工事に合わせて整地をさせていただいて、高さ調整をさせていただくということで予定はしております。ただ、今回復興交付金事業でございますので、あそこは道路ではないんですね。現況としましては水路という形になりますので、舗装までは大変申しわけございません。今のところ予定していないところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 水路といっても、もうあそこ皆さん、当たり前のように通っておるわけで、今さら車もし通ることができなくなれば通行どめとかなんかというようなことをしなければならぬと思いますけれども、今までの現状のままであのように整備していただければ、地域の人ありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで今度、下の部分です。今、雨水ポンプ場をつくって、それでボックスカルバート、これはオルゴール館までがボックスカルバートだと、オルゴール館の下からずっと今度は延長線に行くということになりまして、この図面でいきますとあそこ、ごんきやさん、この図面はごんきやさんまで行く図面ということなんですか。角まで行くと、クリスタルビルの裏、もっと先ということまでこれなるわけですか。ちょっと説明悪いかもしれませんが、カキ処理場のほうまでのあそのの……、まではいかないんですね。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今のこの図面で申し上げますと、今回の施工箇所、ボックスカルバートにつきましては先ほどお話しのとおり、ポンプ場からちょうど旧オルゴール館のところまでがまずボックスカルバートですと、そこから下を通りまして開渠の部分の更生工につきましては、クリスタルビルの前までという形になりまして、今お話しの方は多分上流の話という形になろうかと思ひます。実は上流につきましては、国道45号の歩道改修等が実は今国道のほうで予定されていると、その中で実はその一部の部分ですが、その部分について国道のほうで水路の改修を行いますといったお話が今来ているところでございます。こちらの工程がないと上流側、確かに震災以降、我々も現地を確認させていただきまして、不陸になっている、要するにちょっとでこぼこになっている部分が若干ありますということについては我々も重々承知しております。こちらの状況を踏まえつつ、今後について検討させていただきたいと思ひているところでございますが、今のご質問でいきますと、申しわけございませんがクリスタルビルの前までという形になるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今回はあそこのクリスタルビルまでのところの工事だとわかりました。

その後は今ご説明のように歩道拡幅工事が始まりましたらその辺も、あの辺が本当に冠水するところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第51号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

平成30年第1回松島町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午前11時50分 閉 会